

空き家の適切な管理をお願いします!

人口減少や高齢化など、様々な問題で社会情勢が大きく変化している中で、適切な管理がされていない空き家の増加が問題となっています。

空き家等は、個人の資産です。**所有者や管理者の責任**で適切に管理しなければなりません。人が住まなくなり、適切な管理を行わず放置すると、様々な問題が起こります。

防災



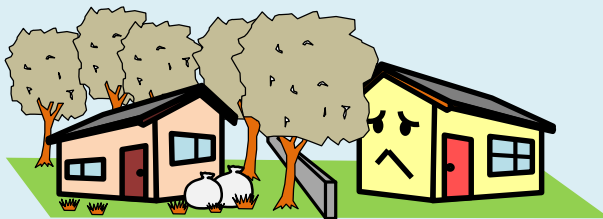
屋根瓦の落下、外壁の飛散などにより、ご近所や通行人にけがをさせるおそれ

防犯



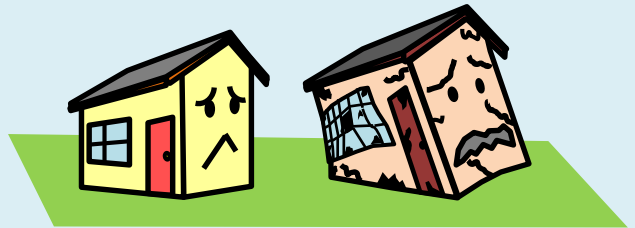
不審者の侵入や不法滞在、放火による火災のおそれ

衛生



ごみの放置や不法投棄、樹木や雑草の繁茂、動物の住みつき、害虫発生のおそれ

景観



ガラスや外壁の破損などにより、景観の悪化を招くおそれ

空き家が原因となって第三者に損害を与えた場合、所有者や管理者の責任となり、損害賠償を問われる可能性があります。

問題が発生する前に、空き家の適切な管理をお願いします。

管理

定期的に状況を確認し、換気・通水・剪定・除草などのメンテナンスを行う。

活用

売却・賃貸

専門家(不動産業者、空き家バンクなど)に相談する。

解体

住宅を解体して、駐車場や貸地などで土地を生かす。

新居浜市建設部建築指導課 空き家対策班(市役所4階)

TEL 0897-65-1273(直通) mail kensido@city.niihama.ehime.jp